

改正案

現行

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

- (1) (2) (略)
- (3) 特性試験

- (1) (2) (略)
- (3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一 装置	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別 (略)
			第二十一条第三号の二の無線設備

一 装置	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別 (略)
			第二十一条第三号の二の無線設備

感度抑圧効果	標準信号発生器レベル計	(略)	(略)
相互変調特性	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	(略)	(略)
局部発振器の周波数変動	周波数計	(略)	(略)
ディエンファシ特性	低周波発振器直線検波器	(略)	(略)
総合歪及び雑音	標準信号発生器歪率雑音計	(略)	(略)

注1～19 (略)

20 設備規則第五十四条の二の二に規定するラジオンデのものに限る。

イ・ウ (略)

二・三 (略)

感度抑圧効果	標準信号発生器レベル計	(略)	(略)
相互変調特性	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	(略)	(略)
局部発振器の周波数変動	周波数計	(略)	(略)
ディエンファシ特性	低周波発振器直線検波器	(略)	(略)
総合歪及び雑音	標準信号発生器歪率雑音計	(略)	(略)

注1～19 (略)

イ・ウ (略)

二・三 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。